

## 第25回全国障害者スポーツ大会 千葉市代表選手選考要領

### 1 目的

この要領は、全国障害者スポーツ大会における千葉市代表選手選考について、円滑かつ公正に実施するため必要な事項を定める。

### 2 選考会議

選考会議は身体障害者及び知的障害者の障害別に、市内の障害者福祉団体代表、特別支援（盲、聾含む）学校代表、障害者施設の代表、障害者スポーツの有識者等で構成し、委員長は障害者自立支援課長を充てるものとする。

ただし、委員長が欠席する場合は、委員長がそれに代わる者を指名することができる。

### 3 派遣要件

派遣人員及び参加資格等については、全国障害者スポーツ大会実施要綱に基づき、次のとおりとする。

#### (1) 派遣選手

個人競技参加選手は22名とする（内訳：身体障害者10名、知的障害者10名、精神障害者2名）。

なお、各競技の選手数は開催地との協議により決定するものとする。

#### (2) 派遣資格

- ① 令和8年4月1日現在で13歳以上の障害者。なお、障害の程度は問わない。
- ② 身体障害者は身体障害者手帳の交付を受けた者。
- ③ 知的障害者は療育手帳の交付を受けた者。または、その取得の対象に準ずる障害のある者。
- ④ 精神障害者は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。または、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けた者。
- ⑤ 全国障害者スポーツ大会への参加申込時において、千葉市内に現住所（住民票のある地）を有する者。ただし、千葉市外に現住所を有する者で、千葉市内の障害者支援施設等に入所、通所又は通学している者については、当該施設等の住所地の都道府県、指定都市と協議のうえ、千葉市代表選手としても差し支えないものとする。
- ⑥ 練習会、結団式、本大会派遣期間等において、自立して、又は市が認めた介助者の介助によって代表選手として集団生活や行動に適応できる者。

### 4 選考方法

#### (1) 個人競技

- ① 身体障害者、知的障害者における選手の選考は、原則として、当該年度に実施した千葉市身体障害者スポーツ大会、千葉市ゆうあいピックにおいて成績が上位であった者のうち、以下のとおり総合的に判断し競技別に選考する。

ア 同競技内の種目間、障害区分間、年齢区分間の選考にあたっては、直近の全国障害者スポーツ大会成績上位者の記録の比較による。ただし、対象種目の参加者が無い場合、または参加少数で記録が低調の場合は、全国障害者スポーツ大会の大会記録への到達度等を勘案する。なお、卓球及びボッチャについては、対戦結

果の比較が明確に数字化できないため、選考大会の成績等により選考する。

イ 機会均等や選手育成の観点から、過去の全国大会における出場歴や、出場未経験者の出場についても考慮する。また、男女の構成割合、身体障害者においては肢体不自由者、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者の構成割合について、知的障害者においては少年、青年、壮年の構成割合についても配慮する。

ウ 選考対象者の長期間派遣に対する適応可否については、障害特性や病状等を踏まえ、必要に応じ、保護者、施設等とも協議を行い選考する。

エ 当該年度の予選会が中止となった場合、過去予選会の記録等を参考に選考する。

② 精神障害者における選手の選考は、当該年度に実施した千葉県精神障害者卓球大会において成績が上位であった者から、男女各1名を選考する。

なお、機会均等や選手育成の観点から、過去の大会における出場歴も考慮する。

また、当該年度の予選会が中止となった場合、過去予選会の記録等を参考に選考する。

## (2) 団体競技

全国障害者スポーツ大会関東ブロック地区予選会の結果に基づき、全国障害者スポーツ大会の出場資格を得た競技チームを決定する。

## 5 その他

この要領に定めのない事項については、委員長が別に定める。